

陳 情 文 書 表 (平成26年2月28日定例会提出)

陳情第6号

第三セクター等改革推進債の発行に係る百条委員会設置を求める陳情書

平成26年1月6日受理

陳情者 奈良市六条西五丁目15-9-2
浅野 詠子

【陳情趣旨】

奈良市は平成24年度、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」と称する）173億4700万円の起債を発行し、旧奈良市土地開発公社に対する巨額な債権を放棄したことにより、市の財政に損害が発生しています。

市は既に、外部の弁護士らによる調査結果を公表（奈良市土地開発公社経営検討委員会・最終報告書）し、取得する必要のなかったJR奈良駅前ほか数カ所の土地について、同公社が非常に高額で買収した疑いが極めて強いことを明らかにしています。この報告書が出される以前にも、市の包括外部監査人は2度にわたり、同公社の無駄な土地保有が及ぼす財政上の深刻な影響について、具体的な場所を列挙し、警告してきました。

こうした市長部局の動きに対し、市議会はいまだに調査を行っておりません。三セク債は、前例のない特異な借金であるだけに、綿密な検証が求められます。現状では、奈良市議会基本条例の前文にある「二元代表制の一翼を担う重大な責務」を市議会は全うしていないと言えます。

旧土地開発公社の日常業務においては、先行取得する必要のない土地を、市が買い取る事態にならぬよう、市長は地方自治法、地方財政法等の法令に従い、誠実にその職務を執行すべき任務を有していました。

このため、問題土地の買収時に市長職にあった大川靖則氏を初め、同公社の理事を兼務していた市幹部らの責任は免れません。市議会は百条委員会を設置することにより、元市長らが負う責任の範囲を調査し、必要に応じた賠償を求めることが急がれます。

三セク債は、返済が20年の長期に及ぶことから、何ら責任を有していない若年の世代にも財政負担が発生することになります。福祉や教育の予算も侵食します。まことに残念なことです。調査特別委員会を開催することにより、重要な財政情報を、市民と市議会が共有化することを促します。さらに、外郭団体を隠れみのにした公有地の不正な取引の教訓を残し、有権者一人一人に何ができるのか、市民、議員らが学び合う貴重な機会ともなるでしょう。

奈良市議会基本条例第14条にある「陳情を市民による政策提案と位置付ける」趣旨にのっとり、地方自治法第100条に基づく表題の百条委員会を速やかに開催するよう陳情します。